

令和 8 年度 事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)



島田市共同募金委員会

令和8年度事業計画 (島田市共同募金委員会)

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として開始され、昭和・平成・令和の時代を経て今年で80回目を迎えます。この間、島田市民の皆さまのご理解と温かいご支援・ご協力によって、島田市内の地域福祉活動の充実、発展に大きな役割を果たしてきました。

近年は、地域福祉を取り巻く環境も変化し、地域のつながりの希薄化や生活困窮、社会的孤立といった社会的課題は深刻化しています。

一方で、コロナ禍を乗り越え、人と人とのつながりの重要性を感じ、地域福祉のより一層の充実を図ることを目的に活動を始められる方も少なくありません。地域福祉活動の継続における様々な課題はありますが、一つひとつの活動が社会的課題の中にいる人たちを救っていることも事実であります。

令和8年度は、住民の皆さまに、地域福祉活動を支えている共同募金に関心を持っていただけるよう、募金の趣旨や使いみちについて丁寧な説明をするとともに、地域のつながりや支え合いを大切に募金運動を積極的に展開していきます。

1 助成に関する事項

助成事業の普及・支援

静岡県共同募金会の助成事業について、島田市社会福祉協議会ホームページやSNSで周知し、助成事業情報を市民・団体等が閲覧できるようにする。また、申請を希望する団体の助成が適切に受けられるよう支援する。

2 会議に関する事項

(1) 運営委員会 年2回(7月、3月)

予算・決算・事業計画・事業報告、そして募金運動の具体的な実施方法等について協議する。

(2) 監査の実施(4月)

事業報告及び決算について監査を実施する。

3 広報・啓発活動に関する事項

(1) 街頭募金による広報

募金運動を周知するため、運動開始日の10月1日を中心に、運営委員、受配施設・団体等の協力を得て、市内各地で街頭広報を行う。

(2) 広報資材等による広報

- ①チラシ、パンフレット、ポスター等を地域の公会堂、学校、職場、助成先等に配布・掲示の依頼をし、周知する。
- ②広報用動画・スライドを作成し周知する他、募金に協力いただいた際は、SNSで発信する。
- ③赤い羽根通信を年4回発行し、共同募金の周知に活用する。

(3) 報道機関を通じた広報

- ①赤い羽根共同募金運動開始用のラジオスポット(中央共同募金会制作)の放送協力を依頼し、幅広く広報する。
- ②報道機関に街頭広報やイベント募金実施について情報を提供し、取材・掲載を依頼する。
- ③FM 島田へのラジオ出演を依頼し、共同募金を活用して活動している団体の紹介を行う。

(4) ホームページ、SNSによる広報

- ①募金運動の状況や結果などを社協ホームページ、SNSを活用し、詳細の情報をタイムリーに発信していく。
- ②市民・団体からの「ありがとうメッセージ」などを紹介し、募金の使い道を幅広い世代に伝えていく。
- ③共同募金を活用した補助金を交付している団体(地区社協、ボランティア団体、居場所、サロン、福祉団体、子ども食堂等)にSNSなどでの活動紹介の際、「#赤い羽根共同募金」をつけての投稿を依頼し、多くの人に共同募金による支援を周知する。
- ④キャッシュレス募金のPRを行い活用を周知する。

(5) 自治会、学校、通いの場等を訪問しての広報・啓発

職員が自治会・町内会、通いの場の活動に参加し、共同募金が地域福祉活動を支えていることを説明する。また、児童・生徒が募金や地域福祉活動に興味・関心を持つよう福祉教育や委員会活動において説明をする。

(6) 税制上の優遇措置の周知

税制上の優遇措置を周知し、募金運動への協力を促す。

4 募金運動に関する事項

(1) 募金計画(目標額)の設定(7月)

目標額区分		内容
一般募金目標額	地域目標額 (地域福祉活動)	市町社会福祉協議会が主体的に取り組む地域福祉活動に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員会が設定する。
	広域目標額 (広域福祉活動)	福祉施設・団体の機器整備、広域の福祉団体の福祉活動等に対する助成計画に事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案し、静岡県共同募金会が設定する。
	課題解決プロジェクト募金目標額	参加団体の申請額等を基に、諸般の状況を勘案して静岡県共同募金会が設定する。
地域歳末たすけあい募金目標額		市町社会福祉協議会が年末年始に実施する贈呈事業等の支援活動に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員会が設定する。

(2) 赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）

自治会や民生委員・児童委員、学校、運営委員等の協力を得て、各種募金運動を展開する。また、地域住民に自販機募金の仕組みを紹介し、自販機の利用を呼びかけ、社会貢献の1つとして、企業等へ新規設置の協力を働きかける。

- ① 戸別募金 1世帯 250円（目安額）
- ② 法人・篤志家募金 令和7年度依頼先 490件及び新規法人、社協特別会員等
- ③ 職域募金 8か所（島田市役所、島田商工会議所、民間保育協会、島田青年会議所等）
- ④ 街頭募金 10月1日（木）市内各所で街頭広報を計画
- ⑤ イベント募金 6か所（各地区で行われるお祭りやイベント等）
- ⑥ 学校募金 市内小中・高校 26か所及び専門学校等に依頼
- ⑦ 募金箱の設置 市内10か所以上
- ⑧ 社会貢献型自動販売機の設置推進
- ⑨ 通いの場などに出向き募金説明と協力呼びかけ（5か所）

(3) 歳末たすけあい募金運動（12月1日～12月31日）

- ① 戸別募金 1世帯 150円（目安額）
- ② 法人・篤志家（団体）募金

(4) 具体的な計画の検討

- 赤い羽根共同募金運動 第1回運営委員会（7月）
歳末たすけあい運動 第1回運営委員会（7月）

5 その他

(1) 共同募金委員会の運営

募金運動の計画・実施、広報・啓発活動などを行うとともに、適正な経理処理・募金管理をし、共同募金委員会を運営する。

(2) 年間スケジュール

月	項目	説明
4月	島田市共同募金委員会監査	監事による監査の実施
	自治会長会議への出席	戸別募金の協力依頼
4月～5月	赤い羽根共同募金助成申請の受付開始 【地域福祉活動支援事業（広域活動団体）】 【福祉施設機器整備事業】 【子ども食堂誕生日会・福産品応援事業】 【課題解決プロジェクト募金】	静岡県共同募金会による助成申請の受付期間 ※助成決定各区分により異なる
7月	第1回運営委員会	募金運動等の協議
	募金目標額設定	
8月～9月	募金運動の準備	戸別募金、法人・篤志家募金等の準備と協力依頼

10月～12月	赤い羽根募金運動 10月1日～12月31日 歳末たすけあい募金運動 12月1日～12月31日	募金運動の実施
1月	課題解決プロジェクト募金運動（テーマ型募金） 1月1日～3月31日	募金運動の実施
1月～2月	募金額の集計・送金	募金を集計し、静岡県共同募金会へ 送金
3月	第2回運営委員会	次年度事業計画・予算等の協議